

令和5年度 群馬県「靈感商法特別法律相談」の実施について

県では、下記のとおり靈感商法による消費者被害を救済するための「靈感商法特別法律相談」を実施します。

記

- 1 受付期間 令和5年7月3日（月）～9月29日（金）※土日、祝日を除く（予約制）
- 2 対 象 県内在住者
- 3 相談内容 靈感商法による消費者被害で、弁護士による法律相談を必要とするもの
- 4 費 用 一人1回、2時間まで無料
（事件の処理を受任する場合などは別途弁護士費用がかかります。）
- 5 申 込 先 消費者被害対策ぐんま弁護団（※）
T E L : 0 2 7 - 3 7 2 - 9 1 1 9 （事務局：弁護士法人龍馬）
受付時間：土日、祝日を除く午前9時～午後6時
- 6 そ の 他 （1）相談方法・場所等は申込受付後に調整します。
（2）靈感商法に関する相談は、県内の各消費生活センターでも受け付けています。
消費者ホットライン「(局番なしの) ^い1 ^や8 ^き8」にお電話いただくと、お住まいの地域の消費生活センターをご案内します。



※消費者被害対策ぐんま弁護団

消費者被害の救済を図るために活動している弁護士（群馬弁護士会所属）の集まりです。



群馬県消費生活センター
消費者被害防止啓発キャラクター
「ジョー」と「オーコ」

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

